

練馬区はすべての人が安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を3月に制定しました。

条例では、区民、事業者、区が連携し福祉のまちづくりを推進するものとし、その活動を促進する施策を規定しています。

また、すべての人が安全かつ円滑に利用できるように、建築物等の所有者等に対し、バリアフリー整備を行うことを求めています。

この条例で定めているバリアフリー整備について、整備の対象となる建築物の用途や求められる基準、また手続きについて、説明会を開催します。

10月1日以降に建築物の着工等をご計画の場合は、条例が適用されます。ぜひお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

建築物の

# 練馬区福祉のまちづくり推進条例

設計者向け

## 説明会を開催します

とき：7月2日（金）18:30～20:30

ばしょ：練馬区役所 アトリウム地下多目的会議室

申込方法：事前に下記問合せ先まで電話、ファックスにてお申し込みください。

\*車でのご来場は車いす使用の方などを除きご遠慮くださるようお願いいたします。



お問合せ先

練馬区建築課福祉のまちづくり係

(区役所本庁舎15階10番窓口)

電話：5984-1649 ファックス：5984-1225